

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!



しちがはま



主な内容

特集

本町の復興まちづくり	2
復興だより	6
町内の話題 ズームアップ	
平成 25 年成人式 ほか	8
ふれ愛くらぶ	10
暮らし安心・安全情報	14
災害復興情報	15
暮らしアラカルト	
あそぶさございん 七ヶ浜 de お正月 ほか	28

復旧復興を誓い、成人式開催

1月14日の成人の日を前に、13日七ヶ浜国際村で「絆 希望をもって歩み続けたい」をテーマに成人式が行われました。

(関連記事 8 ページへ掲載)

2013 **2** | vol.496
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト

<http://www.shichigahama.com>

★電子メールでのお問い合わせはこちらから！

特集

本町の復興まちづくり

住む人の顔が見える住宅復興を目指して

町では、平成23年4月に策定した震災復興基本方針に基づき、安心して安全に暮らし続けられることを最優先課題として、「自然との調和」を取り戻し、「人間らしく生きる」ことのできるまち、「快適で住みやすい」と感じることのできるまちを目指して、復興への取り組みを進めております。

復興のスピードについてよく取り沙汰されませんが、住民の意向を後回しにして、住宅復興に取り組むのではなく、できる限り十分に把握することに努めながら、「住む人の顔が見える」住宅復興にこだわりを持って、地域コミュニティに配慮しながら取り組んでおります。

住民の皆様意向につきましては、昨年11月末日をもって、「住宅復興に関する仮申込書」を本申込みとさせていただきます。3月には、花渕浜笹山地区の高台住宅団地を皮切りに順次工事に着手していく予定であります。

今回、計画しております高台住宅団地や災害公営住宅の整備戸数と整備スケジュールについてお知らせいたします。

なお、整備スケジュールに関しては、一刻も早い住宅復興に取り組む観点から、できるだけ短い工期で計画しておりますが、天候や地質の状態など、工事を進めていく中で、様々な状況により、スケジュールどおり進まない場合も想定されますので、予めご了承願います。また、一部の高台住宅団地におきましては、現在も地権者との用地にかかる調整を行っている箇所もあるため、現段階での暫定的なスケジュールとなっている点も併せてご了承願います。

さらに、地域コミュニティの核となる地区公民分館（地区避難所）につきましても、整備予定をお知らせします。



花渕浜笹山地区高台住宅団地予定地

高台住宅団地・災害公営住宅 整備スケジュール

整備予定箇所	[予定年度]			
	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)
1 松ヶ浜西原地区		1 高台住宅団地	災害公営	
2 葛蒲田浜中田地区		2 高台住宅団地		
3 花渕浜笹山地区		3 高台住宅団地		
4 吉田浜台地区		4 高台住宅団地	災害公営	
5 代ヶ崎浜立花地区		5 高台住宅団地	災害公営	
6 葛蒲田浜林合地区		6	災害公営	
7 花渕浜五月田地区		7	災害公営	

※地権者との合意状況や整備予定現場の状況などにより、変更となる場合があります。

高台住宅団地・災害公営住宅・被災市街地復興土地区画整理事業整備予定一覧

No.	団地名	造成完了予定	高台住宅 団地	災害公営 住宅	土地区画 整理
1	松ヶ浜西原地区	平成26年5月	20戸	32戸	-
2	菖蒲田浜中田地区	平成26年3月	38戸	-	-
3	菖蒲田浜林合地区	-	-	105戸	-
4	菖蒲田浜地区(後田ほか)	-	-	-	6.3ha
5	花渚浜笹山地区	平成27年3月	156戸	-	-
6	花渚浜五月田地区	-	-	50戸	-
7	花渚浜地区(館下ほか)	-	-	-	9.8ha
8	吉田浜台地区	平成26年5月	9戸	10戸	-
9	代ヶ崎浜A地区(谷地)	-	-	-	4.7ha
10	代ヶ崎浜B地区(西・清水)	-	-	-	7.1ha
11	代ヶ崎浜立花地区	平成26年7月※	14戸	25戸	-
	計		237戸	222戸	27.9ha

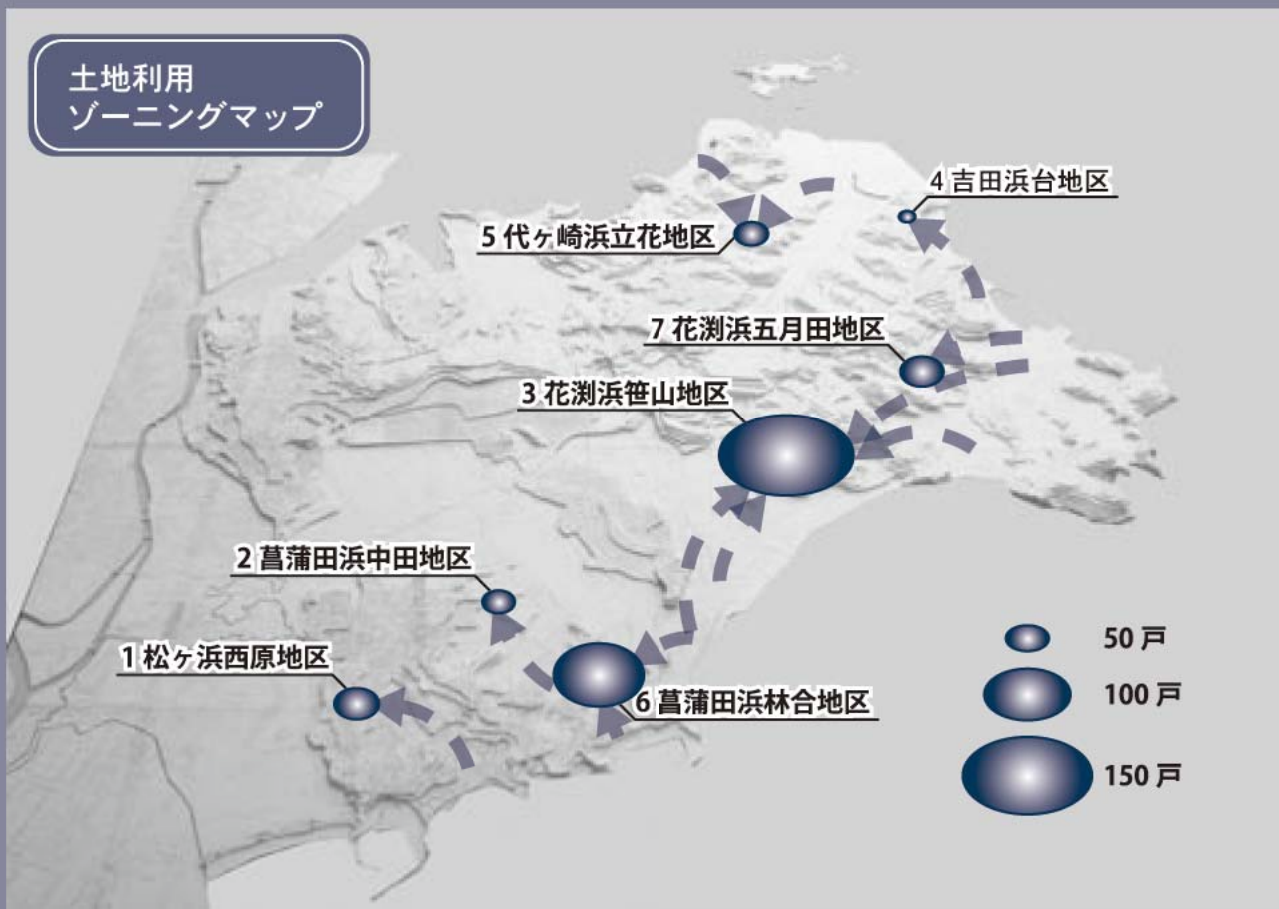
※現在、用地交渉中のため変更あり
 ※災害公営住宅の竣工予定は、設計が完了し次第、あらためてお知らせします。

地区避難所(地区公民分館)整備予定一覧

No.	地区名	地域防災計画上の 位置付け	高台住宅団地 との関係	設置場所	竣工予定
1	湊浜地区	指定避難所	単独	湊浜二丁目	平成26年度
2	松ヶ浜地区	指定避難所	一体整備	松ヶ浜西原	平成26年度
3	菖蒲田浜地区	指定避難所	単独	菖蒲田浜字和田	平成26年度
4	花渚浜笹山地区	指定避難所	一体整備	花渚浜字笹山	平成26年度
5	花渚浜安場地区	指定避難所	単独	花渚浜字安場	平成26年度
6	代ヶ崎浜立花地区	指定避難所	一体整備	代ヶ崎浜字立花	平成26年度
7	要害・御林地区	指定避難所	単独	用地交渉中	平成26年度
8	遠山地区	指定避難所	単独	遠山三丁目	平成26年度

高台住宅団地・災害公営住宅整備予定箇所

土地利用
ゾーニングマップ



高台住宅団地整備内容

国土交通省に提出した防災集団移転促進事業計画に基づく

No.	高台住宅団地	整備面積	移転対象戸数	移転戸数※	総事業費
1	松ヶ浜西原地区	2.0ha	61戸	22戸	913百万円
2	菖蒲田浜中田地区	2.3ha	62戸	36戸	1,141百万円
3	花渚浜笹山地区	10.2ha	378戸	157戸	5,618百万円
4	吉田浜台地区	0.9ha	28戸	9戸	433百万円
5	代ヶ崎浜立花地区	1.5ha	42戸	14戸	591百万円
	計	16.9ha	571戸	238戸	8,696百万円

※移転戸数は、今後、事業計画の変更により、整備予定戸数と整合を図る予定

▼▼▼▼▼ 「快適で住みやすい」と感じるまちへの発展を目指して ▲▲▲▲▲

まちづくり協議会会長の声



各地区のまちづくり協議会は、防災集団移転促進事業により高台住宅団地を整備するにあたり、移転する被災者同士が計画に対する意見交換等をする主体的に行うことにより、合意形成を図り、より良いまちづくりを進めていくことを目的として設置しています。今後のまちづくりに関する展望や抱負、意気込みなどを頂きましたので紹介いたします。

花洲浜笹山地区協議会

会長 伊藤 政治さん



時の流れは速く、あの災害から早2年の月日を迎えようとしております。避難所生活から仮設住宅等へ住環境が変化し、私たちの心が癒されることは少なく、また、高台移転をして新たなまちづくりに取組まなければならず、復興支援の迅速な実施が望まれます。「笹山地区まちづくり協議会」としては、多くの方々のご意見と英知を結集して復興支援への要望等が反映実現されまじよう皆様と共に取組みたいと存じます。

松ヶ浜西原地区協議会

会長 鈴木 貞太郎さん



想えば被災の時から早くも1年10か月経ちました。この間、復興の槌音が聞こえる日は何時か待ち望んでおりましたところ、今年の6月より着工予定の説明を頂きほっとした次第です。幸い私達は住み馴れた、松ヶ浜地区内の西原の移住に変わらぬ風習と通俗を誇りに暮らす幸せを何よりと思います。更に震災からの教訓を取り入れた、住環境の構築と充実、行政の町づくりに合せて前向きに進んで参りたいと思っております。

吉田浜台地区協議会

会長 小玉 源一さん



吉田浜公民分館の避難所の世話人をした四人の中で、高台移転の団地に家を建築入居するのは、この私だけなので代表区長から「今度の団地に入居する人で、避難所で世話人したのは、お前しか居ないから、頼むから会長をしてくれ」と言われ、引き受ける事にしました。好きで移転する人は誰も居ないですから、「高台移転してよかった!」と言われるように皆さんと一緒に、協力して新しい「浜屋敷」(以前の住居場所)を作っていくように思います。

菖蒲田浜中田地区協議会

会長 渡邊 義春さん



あの未曾有の大震災から早いもので二年になるうとしております。私達、菖蒲田浜中田地区まちづくり協議会としまして、「住み心地の良いまちづくり」をテーマに、今まで4回の協議会を開催し、ようやく高台集団移転地の具体的な宅地割りの青写真ができてきたところまでこぎつけました。今後とも、役員、会員が丸となって「住み心地の良いまちづくり」をめざし邁進してまいりますので、町行政当局や町民の皆様温かいご支援をお願いいたします。

代ヶ崎浜立花地区協議会

会長 相澤 俊浩さん



ここに移り住んで本当良かった!と思う『基本ルールを守り、本当に安全・安心』な、まちづくりと、それを継ぎたいと思えます。また、小規模の地区ながら、従来のコミュニティを大切にしながら、老若男女が何世代にも亘り、住み続けられる、新たな町づくりのため、開かれた協議会を目指し『沈黙からは何も生まれない』を合言葉に、高台移転されます、世帯の方には、積極的に考え・意見を多く提案頂き、世帯の皆様から出された意見を協議会内で最大限検討し、高台移転の早期実現を目指したいと思います。

お問い合わせは、震災復興推進室まで ☎357-7439

Topics

■震災復興推進室に愛知県から新たな助っ人が加わりました。

安立克也さん(あま市)と今井一裕さん(一宮市)が12月末で派遣期間が終了し、1月から竹田克己さん(あま市・写真左)と三浦知樹さん(一宮市・写真右)が新たに加わり、セヶ浜町の復旧・復興のお手伝いを頂くこととなりましたのでご紹介します。



復興 だより

No. 3

震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さまに紹介していきます。

■被災市街地復興土地区画整理事業の区域決定(案)の縦覧を行います。

- とき 2月18日(月)～3月4日(月)
午前8時30分～午後5時15分(土日休日を除く)
- ところ 役場一階受付ロビー
- 内容 ①菖蒲田浜地区 ②花洲浜地区 ③代ヶ崎浜A地区 ④代ヶ崎浜B地区
この案について意見のある方は3月4日(月)までに意見書を提出することができます。 ※ご不明な点は、震災復興推進室までお問い合わせください。

■■■■■■■■ 災害公営住宅に関する入居人数による間取りを変更しました ■■■■■■■■

説明会等でお知らせしていた内容が、家族構成等を考慮した結果、下記のとおり変更となりました。

変更前	変更後
1人世帯 ⇒ 1LDK(約 50 ～ 55 m ²)	1人世帯 ⇒ 1LDK(約 50 ～ 55 m ²)
2～4人世帯 ⇒ 2LDK(約 60 ～ 65 m ²)	2～3人世帯 ⇒ 2LDK(約 60 ～ 65 m ²)
5～6人世帯 ⇒ 3LDK(約 70 ～ 75 m ²)	4～6人世帯 ⇒ 3LDK(約 70 ～ 75 m ²)
7人世帯 ⇒ 4LDK(約 80 ～ 85 m ²)	7人世帯 ⇒ 4LDK(約 80 ～ 85 m ²)

従前地の買取りについて

従前地の買取り対象となる土地

- A レッドゾーン内(災害危険区域に指定された土地)**
レッドゾーン内の土地については、防災集団移転促進事業の移転促進区域に指定した上で、以下の土地を買取ります。
- 宅地(被災時点で居住していたかどうかは問いません。)
 - 宅地と一体に使用していた雑種地
(ただし、住宅以外の用地として使用していた場合を除く)
 - 介在する農地(宅地と宅地に挟まれている農地)
- B イエローゾーン内
(被災市街地復興土地区画整理事業予定地)**
高台住宅団地に移り住まわれる方は、移転促進区域として、買取ります。
別の場所に再建もしくは災害公営住宅に移り住まわれる方は、移転促進区域、もしくは緊急防災空地整備事業で買取ります。
- 宅地
 - 宅地と一体に使用していた雑種地
(ただし、住宅以外の用地として使用していた場合を除く)
- C その他、公共施設整備のための用地買収**
県道や堤防の整備など、今後の復興まちづくりのために必要な公共施設整備用地に該当する場合は、買収について、ご協力を頂く場合がございます。

従前地の買取りの流れ

- 事前準備の必要がある方**
↓
(1) 土地所有権の相続手続き
(2) 抵当権の解除手続き
- 面積の事前調査**
↓
土地所有者の皆様へ、土地の面積を確認していただくために、仮境界杭を現場に打たせていただきます。
- 面積の事前調査結果**
↓
面積の事前調査の結果を、土地所有者等に対し送付させていただきます。資料の内容は、各筆ごとに仮杭の写真、仮境界、仮面積、公図、公図面積などを示した内容になります。
- 面積の事前調査結果の確認→面積同意届・立会希望届の提出**
↓
筆毎に資料の内容をご確認いただきます。筆毎にお示した、仮境界・仮面積について同意する場合は、面積同意届を提出。また、立会希望届を提出した場合、隣接地権者等を含めた現地立会いを実施します。
- 面積の確定**
↓
各ブロック内の、土地所有者全員が面積同意書を提出した時点で面積が確定します。
- 買取金額の確定・買取届の提出**
↓
買取可能な筆ごとに、買取金額をお知らせしますので、買取を希望するか希望しないかを、買取届により提出していただきます。
- 契約・支払**
↓
買取契約を締結し、所有権を町に移転し登記名義人口座へ支払います。

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

住宅復興に関する個別相談会を開催しています

個別相談は常時開催しておりますが、下記日程について、土日も含め住宅復興に関する個別相談会を開催しています。お気軽にご相談ください。

●と き (18日間開催)

平成25年1月22日(火)～2月8日(金)
午前9時～午後7時

●ところ 役場水道事業所二階会議室

●相談を受け付ける主な内容

- ・従前地の買取りに関すること
- ・被災市街地復興土地地区画整理事業に関すること
- ・宅地の嵩上げ補助制度に関すること
- ・その他住宅復興全般に関すること

津波浸水区域の宅地及び住宅等で嵩上げ工事費の一部を補助します

●対象者

ブルーゾーン及びイエローゾーンにおいて、現地再建を行う町民

●対象工事

- (1) 宅地の嵩上げ
 - (2) 擁壁の設置等
 - (3) 宅地への進入路等の嵩上げ
 - (4) 住宅の基礎の嵩上げ工事
- ※アパート、貸家などの用途の宅地を含みません。

●工事対象期間

平成23年3月11日以降に着手した工事

●補助申請期間

平成28年3月31日まで

●補助対象額

上限額2,000,000円で工事費総額の2分の1の額
※世帯につき申請は1回

●補助金申請書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 建物及び土地の登記簿謄本又は登記事項全部事項証明書
- (3) 建物又は土地が自己所有でない場合は、所有者の承諾書
- (4) 申請者が本人でない場合は、申請者の委任状
- (5) 建築確認通知書の写し
- (6) 工事設計図（位置図、平面図、工事前後の断面図、構造図）
- (7) 写真（工事前）
- (8) 嵩上げ工事に係る内訳が分かる見積書の写し

※申請の際は、事前に震災復興推進室にて状況確認のため聞き取り等を行っております。お手数ですが、申請前にお問い合わせの上、手続きをお願いいたします。

お問い合わせは、震災復興推進室まで ☎357-7439

東日本大震災追悼式のご案内

東日本大震災により2年が過ぎようとしております。お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

この度、大震災によりお亡くなりになられた皆様を追悼するため、次のとおり追悼式を行います。

- ### ●と き
- 平成25年3月11日(月)
午後2時45分から

- ### ●ところ
- 七ヶ浜国際村ホール

●追悼の対象となる方々

- ・町内外で被災し亡くなられた町民の方
- ・町内で被災し亡くなられた町民以外の方
- ・行方不明者の方



ご参列いただく方々には、別途、ご案内申し上げます。

お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436



zoom-up 1

平成25年成人式

1月13日、七ヶ浜国際村ホールで成人式が行われ、男性136名、女性125名の新成人が出席しました●相澤利紀さん(松)の司会で式は進行され、橋本将史さん(遠・上写真左)と柴奈月さん(東・上写真中)が新成人を代表して「人と人との結びつきを大切にし、今年度の成人式のテーマである「絆 希望をもって歩み続けたい」を、私たちはいつまでも胸の中に抱き続け、やがては私たちが親しみ育ってきた郷土・七ヶ浜の美しい自然や環境を蘇らせ、



次の世代へ引き継ぐことができるように尽力して行く事をお約束します」と誓いの言葉を述べました。



zoom-up 2
消防団による
伝統の出初式が開催

1月2日、消防関係者による「出初式」が役場駐車場で開催され、消防団長を始めとする各分団の消防団員と女性消防団員あわせて107名が参加しました●式では、渡邊町長が「東日本大震災での皆様の活躍は記憶に新しく、その献身的な姿勢は、全町民が等しく認めているところであり、皆様は誰よりも心強く、私たちの誇りであります」とあいさつ。続いて、渡邊初男消防団長が「私共消防団員は地域のリーダーとして自覚し、さらなる知識と技術の習得に努め、災害等に対して万全でなければなりません」と訓示を述べました●団員の皆さんは、地域住民の安全・安心を守るため気持ちを新たに始動しました。



3 dn-up



飲酒運転根絶啓発運動を実施しました

12月13日、湊浜の砂山交差点と遠山の貞山橋交差点で飲酒運転根絶啓発運動が実施されました。この運動は、宮城県警調べの飲酒運転での検挙件数割合において、七ヶ浜町がワースト1位と大変不名誉な状況となっていることから、飲酒運転根絶を目的に実施されました。当日は、塩釜警察署・塩釜地区交通安全協会七ヶ浜支部・七ヶ浜町交通安全母の会約40名が参加し、朝の通勤時間に併せ、信号待ちの運転手にチラシを配り、飲酒運転根絶の啓発運動を行いました。飲酒運転は犯罪で、死亡事故率も跳ね上がりま



韓国料理教室を開催しました。

4 dn-wooz

12月9日七ヶ浜国際村で七ヶ浜国際交流協会と宮城県国際化協会の共催で韓国料理教室を開催しました。講師のパク・ヘジンさんは、東日本大震災で当町同様大きな被害を受けた山元町在住で、被災された町民の方々に韓国文化も知っていたと、いただきたいということからこの教室を開催しました。当日は、韓国料理の代表的な人気メニューである「チヂミ」と「即席キムチ」に挑戦しました。参加者は、本場のとても美味しいチヂミやキムチに舌鼓を打ち、その後、韓国の美しい民族衣装「チマチヨゴリ」の試着体験や簡単な韓国語講座も楽しみ、豊かな韓国の文化に触れ合い、笑顔のひとつときを過ごしていました。

5 dn-up



ロンドン五輪体操選手らが再び汐見小を訪問

12月20日ロンドン五輪体操男女、新体操、トランポリンの日本代表選手が五輪での報告のため5月に決意表明を行った汐見小を再び訪問しました。報告会では、選手全員がサンタの帽子をかぶり入場し、代表して体操男子の内村選手が「皆さんからいただいた元氣と勇氣のおかげで金メダルを取ることができました」とあいさつがありました。その後、5月に訪問した時に、選手に手渡した生徒一人ひとりが手書きした応援メッセージ入りの国旗が五輪中継で映っている映像がスクリーンに映し出され、生徒から喜びの歓声が上がりました。

6 dn-up

プロ野球ドラフト2位 伊藤祐介さんが訪問

12月14日、プロ野球福岡ソフトバンクホークスからドラフト2位指名を受けた伊藤祐介さんが、入団の報告に町長を訪問しました。伊藤さんは中学時代にリトルシニア七ヶ浜に所属し、ピッチャーとして活躍し、その後、聖和学園高等学校、東北学院大学を経て今回、福岡ソフトバンクホークスへの入団が決定しました。伊藤さんは「早くプロで活躍できるよう頑張ります。中学時代お世話になった七ヶ浜に恩返しをしたいと思います」と抱負を語り、当時の監督である星伸一さんは「努力と苦労をした選手です。必ず成功します」と述べ、渡邊町長は「おめでとうございます。七ヶ浜の子どもたちに勇氣と希望を与える選手になってください」と祝福の言葉を述べました。





第53回

「生活習慣病予防の食生活」

アラカルト

食生活は健康とのかかわりが大きく、食習慣の乱れは様々な病気をまねく原因になります。毎日の食生活を見直して生活習慣病を予防しましょう。

●3食食べましょう

食事をめくと、体脂肪が増えやすくなります。また、食事のリズムがくずれたり、次の食事をまとめ食いしてしまうことにもつながります。

●主食・主菜・副菜をそろえて食べましょう

食事は、栄養をバランスよくとることが大切です。毎食、主食・主菜・副菜をそろえて食べましょう。



●腹八分目を心がけましょう

食べ過ぎこそが「肥満」の大きな原因です。ゆっくりよくかんで、食べ過ぎを防ぎましょう。



●野菜をとりましょう

野菜は、体に必要なビタミン、ミネラル、食物繊維などの栄養素が含まれているだけでなく、体の調子を整え、病気から守ってくれる働きがあります。

野菜は1日350gを目標に、緑黄色野菜120g、淡色野菜230gをとるように心がけましょう。



●塩分をひかえましょう

塩分をとりすぎると血圧を上昇させます。また、動脈硬化による合併症を起こしやすくさせます。今より少しずつ塩分を減らしましょう。

塩分は1日、男性…9.0g未満・女性…7.5g未満になるよう心がけましょう。

●間食・夜食をひかえましょう

お菓子などに含まれる糖分は、とりすぎると脂肪となって蓄えられます。

また、夜間は栄養の吸収が高まり太りやすくなります。夕食後の飲食は控えましょう。



生活習慣病は、悪い生活習慣の積み重ねによって起こります。食生活だけでなく、日頃から「食生活・運動・休養」などの生活習慣を見直し、生活習慣病の予防につとめましょう。

まっげまで白くなりたるわが犬よ森の落葉をとつとつとふむ
須藤 栄子

年令を忘れ若やぐ選手団宮城の地での年輪ビツク
蜂谷 恵美子

がんを病む君の苦しさ辛さをば思ひつつ読むコスモス十一月号
鈴木 睦子

短歌

寂しきの形色々冬ざるる
後藤 九尼克

冬晴や水平線に白き船
小玉 礼子

復興へ太き杭打つ去年今年
梅沢 七生

俳句

ふれ愛

くらぶ



☆母子センターに
遊びに来ました!!

お子さんの写真やイラスト
お待ちしております

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしております!

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-7439(直通)

fax357-5744(役場代表)

✉kouhou@shichigahama.com

平成24年分所得の所得税・町県民税の申告が始まります！

●会場 水道庁舎2階 会議室

●既に広報誌でもお知らせしておりますが、消費税、譲渡所得(株式等、土地や建物の売却)、配当所得の申告は、役場の申告会場では受付できません。確定申告書作成会場(マリゲート塩釜)で行ってください。

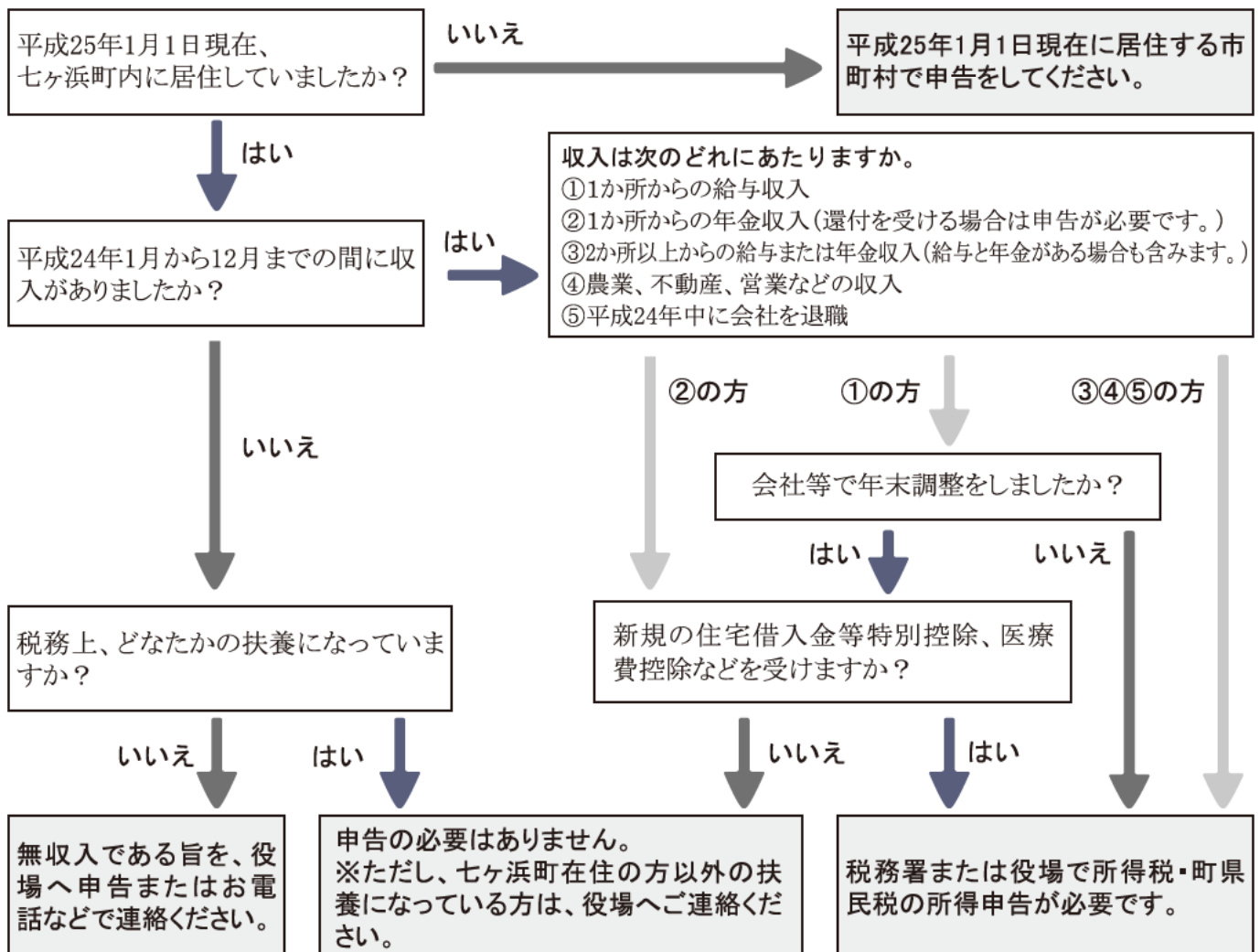
●必要なもの

- 印鑑 (認印可)
 - 給与所得者の方は、源泉徴収票または雇用主からの支払明細書など、収入のわかるもの
 - 年金所得のある方は、源泉徴収票(還付申告する場合、「支払い通知」では申告できません。ご注意ください。)
 - 営業・漁業・農業・不動産等事業所得のある方は、収支内訳書
 - 生命保険・個人年金保険料支払証明書、地震保険料の支払証明書
 - 社会保険料(国民健康保険、介護保険料、後期高齢者医療保険料等)の領収書、国民年金保険料控除証明書
 - 障害者・勤労学生の方は、各種手帳または証明書
 - 還付申告をされる方は、源泉徴収票、本人名義の口座番号がわかるもの
 - 医療費控除を申告される方は、領収書(総額を計算し、お持ちください。)
- ※添付書類は、すべて原本となります。

■申告が必要かどうか、チェックしましょう！

※注意 平成25年1月1日に七ヶ浜町内に居住していることが前提です。

★スタート★



※申告がないと、次年度の各種税証明書の発行はできません。

■ **申告日程** ● **会場** 水道庁舎 2階会議室 ● **受付時間** 午前9時～午前11時30分/午後1時30分～午後4時
 ※混雑緩和のため、地区ごとに期日を指定しております。お住まいの地区で申告できない場合は、予備日をご利用ください。
 また、インフルエンザなどの感染防止のため、来庁時にはマスクを着用するなどのご協力をお願いします。

日 時	地 区
2月18日(月)	東宮浜 要害 御林
19日(火)	
20日(水)	湊浜 松ヶ浜
21日(木)	
22日(金)	菖蒲田浜 吉田浜
25日(月)	
26日(火)	花淵浜 代ヶ崎浜
27日(水)	
28日(木)	境 山
3月1日(金)	

日 時	地 区
3月4日(月)	汐見台
5日(火)	
6日(水)	遠 山
7日(木)	
8日(金)	
11日(月)	亦楽 火力 汐見台南
12日(火)	
13日(水)	予備日 (該当日に申告できなかった方)
14日(木)	
15日(金)	

※所得税確定申告書は自宅のパソコンでも作成できますので、ご利用ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

①申告データ入力 → ②プリントアウト → ③塩釜税務署に郵送 (〒985-8601 塩竈市旭町17-15)

＜雑損控除の繰越控除について＞

前年の確定申告において、雑損控除の繰越額がある場合には前年の確定申告書の写し（確定申告後に更正決定された場合はその「所得税の更正通知書等」）を持参の上、繰越控除を受けるようにしてください。確定申告書の写し等を持参しないと繰越控除額が不明のため繰越控除の適用が受けられない場合がありますのでご注意ください。なお、繰越控除を受ける場合は、その年中の収入がない場合でも繰越控除を受ける旨の申告が必要となります。

＜年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている方＞

七ヶ浜町への申告は不要です。ただし、個人町県民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年1月頃に勤務先から配布される「給与所得の源泉徴収票」の(摘要)欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されている必要があります。

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方で、(摘要)欄に記載がない場合は、勤務先の給与担当部署にご確認願います。

※必要事項の記載がない場合、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されません。必ず源泉徴収票をご確認ください。



＜確定申告で住宅ローン控除の適用を申告する方＞

七ヶ浜町への申告は不要です。ただし、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分については、必ず「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。

また、2年目以降の適用を確定申告で申告する場合は、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に必ず居住開始年月日等、必要事項を記載してください。

※ただし、申告期限の3月15日（期限後において個人町民税の納税通知書が送達されるまで提出されたものを含む。）までに申告をされない場合は、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されませんのでご注意ください。また、必要事項の記載がない場合、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されません。忘れずに記載してください。



所得税・町県民税の申告等のお問い合わせは、税務課 住民税係まで ☎ 357-7452



暮らしの安心・安全情報

全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

3月1日（金）から3月7日（木）まで

まだまだ寒さが残り家庭や職場ではストーブ等の暖房器具を使用する機会が多く、また、空気が乾燥しちょっとした不注意から火災が発生しやすくなります。火の取扱には十分注意し、火の用心を心がけましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



1. 寝たばこは絶対しない。
2. ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
4. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
5. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
6. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
7. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

消防署では随時、町内会や事業所等を訪れ防災訓練や防火防災に関する防火座談会を実施しています。お気軽にお申込み下さい。

各種お問い合わせについては、各消防署または消防本部予防課指導係までお願いします。

○消防本部予防課指導係 361-1616
 ○塩釜消防署 361-1634
 ○多賀城消防署 366-0177

○松島消防署 354-4226
 ○七ヶ浜消防署 357-4349
 ○利府消防署 356-2251

七ヶ浜町防災講演会の開催

東日本大震災から2年が経過しようとしており、本町においても一日も早い復興に向けて取り組んでいるところであります。そのような中、あの震災を専門的な目線で客観的に振り返り、町（公助）、自主防災会（共助）、個人（自助）が、今後どのような考えで防災・減災対策に取り組むべきか、この防災講演会を通して学ぶため、下記のとおり開催いたします。

- 日 時 平成25年3月23日（土）
午前10時～
- 場 所 七ヶ浜国際村 ホール
- 講 師 東北学院大学 教養学部 地域構想学科
理学博士・教授 宮城 豊彦 氏

防災行政無線広報内容が お電話で確認できます!!

防災行政無線の内容が聞こえなかった場合や聞き取りにくい場合、掲載しているお電話番号にコールしていただきますと広報内容を確認できますので、ぜひご利用ください。（但し、通常の電話料金がかかります。）
※確認できる情報は、放送後24時間以内のものとなります。



確認電話番号

022-349-6016

お問い合わせは、防災対策室まで ☎357-7437

東日本大震災による被災情報 (平成25年1月15日現在)

- 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 11名
 - 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在身元不明の方 1名
 - 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 32名
 - 計 104名
 - 七ヶ浜町民の安否不明者 4名
- *お問い合わせは、防災対策室まで
☎7437

応急仮設住宅等入居者情報 (平成25年1月15日現在)

- 応急仮設住宅**
- 1. 第一スポーツ広場(135戸) 381名
- 2. 七ヶ浜中学校第2グラウンド(94戸) 232名
- 3. 生涯学習センター前(65戸) 152名
- 4. 湊浜旧町営住宅跡地(17戸) 52名

5. 松ヶ浜謡児童遊園(16戸) 33名

6. 社会福祉協議会事務所下(13戸) 37名

7. 国際村第2駐車場(27戸) 60名

計367戸

民間賃貸住宅の応急仮設住宅 扱い(宮城県決定分)

165世帯 555名

(内、町外での罹災者6世帯22名)

■その他(親戚宅や社宅等) 不明

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

義援金寄附金の募集

七ヶ浜町では、一日も早い復興を目指し、義援金、一般寄附金を募集いたします。

なお、七ヶ浜町役場を名乗り「義援金を××口座に振り込んでほしい」など、詐欺と思われる電話があったとの情報提供がありました。義援金口座を再確認していただくなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

●義援金(12月31日現在 9300件)

115,543,430円

内配分済額(平成24年12月31日現在)

102,838,862円

配分後義援金額

12,704,568円

●一般寄附金(復興支援)

(12月31日現在 396件)

294,180,215円

■義援金

災害による被災者に向けた義援金となります。義援金配分委員会を立ち上げて、被災者の被災状況などにより分配するものです。したがって、全て被災者へ配分されるものとなり、被災者への支援となります。左記のいずれかの専用口座に直接、振込等により入金してください。

(1) 銀行支店名

七十七銀行七ヶ浜支店

●口座種別及び番号

普通預金 90000887

●口座名義

七ヶ浜町会計管理者 阿部真也

(2) 銀行名

ゆうちょ銀行

●口座記号番号

02200・6・123番

●口座名義

七ヶ浜町災害義援金

■一般寄附金(復興支援)

町の一般財源として様々な行政活動の財源として活用できるものです。したがって、損壊した公共施設(学校、体育館、町道など)の修繕や復興に向けた行政活動に充てることになり、地方公共団体に対する支援となります。七ヶ浜町財政課財政係メールアドレス: zai.sei@shichiganama.com までお問い合わせください。

■ふるさと納税寄附金 (七ヶ浜町への寄附)

町の一般財源として様々な町政運営の財源として活用できるものです。したがって、教育・福祉・防災・減災・地域活性化・環境対策などまちづくりを進める町政運営に充てることに

なり、地方公共団体に対する支援となります。

●手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付

*お問い合わせは、財政課財政係まで
☎2115

七ヶ浜町被災事業者支援事業

東日本大震災により町内で被災した法人または個人の工商业業者で、事業を町内で再開するために施設・設備の復旧費(50万円以上)に要した経費の一部を補助します。(ただし、国の被災者生活再建支援制度、東日本大震災災害義援金、宮城県の住宅の応急修理制度等の支援を受けている事業者は対象外となります)

●申込受付期間を延長します

平成25年3月29日(金)まで

(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

●申請先

多賀城・七ヶ浜商工会

七ヶ浜事務所 ☎7320

*お問い合わせは、産業課まで
☎7443

被災者生活再建支援制度

●対象となる世帯

被災当時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

●支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

支給される基礎支援助金と再建方法に
応じて支給される加算支援助金になり
ます。(世帯人数が1人の場合には該
当欄の金額の4分の3の額)
【基礎支援助金の申請期間が延長されました】
●基礎支援助金の申請期限
平成26年4月10日まで
【加算支援助金の申請期間が4年間延長
されました】
●加算支援助金の申請期限
平成30年4月10日まで
※災害公営住宅で再建の場合は、加
算支援助金申請の対象外となります。

【基礎支援助金】

住宅の 被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援助金】

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

義援金の四次配分について

東日本大震災で被災された皆さま
へ、義援金受付団体(日本赤十字社、中
央共同募金会、日本放送協会、NHK
厚生文化事業団)及び県災害対策本部
に寄せられた義援金を、宮城県災害義

援金配分委員会において決定した内
容で配分いたします。

支給対象	義援金 受付団体 第4次配分	県災害対策 本部受付分 第3次配分	
	①死亡・行方不明者	5万円	—
②全壊	7万円	—	
③大規模半壊	5万円	—	
④半壊	3万円	—	
⑤津波浸水区域内	全壊	7万円	3万円
	大規模半壊	4万円	3万円
	半壊	2万円	2万円

※義援金の配分をすでに受けている
方は、改めての申請は必要ございま
せん。対象となる方には順次支給を
行います。

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

上下水道

■町内の下水道施設について

町内の公共下水道施設の復旧工事
を順次実施しています。工事箇所につ
いては、何かとご不便をお掛けする場
合がありますが、ご理解とご協力をお
願い致します。

また、引き続き次に掲げる下水道施
設に優しい使用方法にご協力願いま
す。小さなことでも、多くの人が行う
ことで大きな効果につながります。

- 下水道施設に優しい使用方法
・食器の汚れは紙などで拭き取り、油
ものや食べ残しなどを下水道に流
さない工夫をしましょう。
・洗剤は、使いたすぎないようにしまし
よう。
・お風呂の残り湯は、洗濯などへ再利
用しましょう。
・水道の蛇口は、こまめに閉めましょう。
・紙おむつ、衛生用品、水にとけないテ
ィッシュペーパー等は、もやせるゴ
ミとして出しましょう。

七ヶ浜町における放射線量等の調査状況

- ①空間放射線モニタリング状況
(1)役場駐車場

測定月日	1月21日
天候	晴れ
測定時間	午前 8時8分
測定結果 地上1m	0.05
測定結果 地上0.5m	0.06

※平成23年6月30日から平成25年1月
21日現在まで、計382回測定。

- (2)町立小中学校・保育所・私立幼稚
園(校庭・園庭)

●測定月日 1月10日(木)

●天候 曇り

※平成23年6月30日から平成25年1
月10日現在まで、計152回測定。

- (3)公園等

公園等については、37か所測定。
全て、毎時0.03〜0.12マイクロ
シーベルトの範囲。

詳細の測定箇所・測定数値について
は、環境生活課まで

■上下水道使用開始について
震災により住宅をリフォームし、再
び上下水道を使用できるようになつ
た時は、事前に届け出が必要です。届
け出を忘れてしまうと遡って上下水
道使用料を納めていただく場合もあ
りますので、事前に水道事業所まで連
絡願います。

*お問い合わせは、水道事業所まで
☎7456

	測定施設	測定時刻	測定場所	高さ1m	高さ0.5m
1	亦楽小学校	午前8時39分	校庭	0.06	0.06
2	松ヶ浜小学校	午前10時32分	校庭	0.05	0.06
3	汐見小学校	午前11時36分	校庭	0.07	0.07
4	七ヶ浜中学校	午前8時57分	校庭	0.06	0.06
5	向洋中学校	午前11時9分	校庭	0.07	0.07
6	汐見保育所	午後1時19分	園庭	0.06	0.04
7	和光幼稚園	午前9時11分	園庭	0.04	0.07
8	松ヶ浜幼稚園	午前10時48分	園庭	0.06	0.07
9	遠山幼稚園	午前11時25分	園庭	0.07	0.08
10	汐見台幼稚園	午後1時8分	園庭	0.07	0.08
11	第二柏幼稚園	午後1時30分	園庭	0.08	0.08

※最新の数値については、町ウエ
ブサイトをご覧ください。

*お問い合わせは、環境生活課まで
☎7454



2月の納税 (納期限2月28日)

今月は、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の第8期で、納期限は2月28日(木)です。納期限まで納付されない場合、督促手数料および延滞金が加算されます。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453

町税の納め忘れは ありませんか

平成24年度町税の納付書をもう一度確認し、お早めに納付してください。納期限が過ぎて一定期間を経過しても未納が続きますと、本税に加えて督促手数料と延滞金も納付していただくこととなりますのでご注意ください。

*お問い合わせは、町税等徴収特別対策室まで
☎7453

震災による代替土地・家屋の 固定資産税の特例について お知らせ

震災により滅失・損壊した家屋、または被災住宅用地である所有者が、それに代わる家屋や土地を取得した場合、固定資産(都市計画)税に特例を受けることができます。

特例の内容

●土地
代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分を、取得後3年度は※住宅用地としてみなします。

※住宅用地とは、住宅やアパート等の敷地として利用されており、その面積によって、税が軽減される土地のことをいいます。

●家屋

代替家屋に係る税額のうち、被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額します。

特例を受けるには、税務課に申告書の提出が必要です。



*お問い合わせは、税務課固定資産税係まで
☎7451

公的年金を受給 されている方へ



平成23年度の税制改正により、公的年金等の収入額が400万円以下(複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計額)で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、控除、生命保険料控除、地震保険料控除など人的控除以外の控除がある方は、住民税額に影響が出ることがあります。これらの控除がある場合には住民税の申告を行ってください。

*お問い合わせは、税務課 住民税係まで
☎7452

税務証明書申請の際のお願い

税務証明書の申請は、原則としてご本人でない証明書を発行できません。また、税務証明書発行には身分証明書が必要で、官公署発行の写真付き身分証明書は1点、それ以外は2点以上が必要になります。

ご本人以外の方が代理申請をする場合は、たとえご家族の方であっても委任状をお持ちください。

*お問い合わせは、税務課 住民税係まで
☎7452

暮らしの相談、お待ちしております

●行政相談
行政(国・県・市)に関する相談
相談委員
星 初枝(菖) ☎2426
瀬戸 源市(東) ☎8549

●人権相談
人権問題に関する相談
相談委員
星 徳光(菖) 伊藤せい子(代)
村上 妙子(境) 高原 重輝(汐)
引地 淑子(花)
仙台法務局塩釜支局 ☎2338

●生活相談
生活上の心配事に関する相談
相談委員 各地区の民生委員
※行政・人権・生活相談は次のとおり
とき 2月12日(火)、3月12日(火)
午前10時〜午後3時

●無料法律相談(弁護士が相談に応じます)
とき 3月14日(木)
午後1時30分〜4時30分(一人30分)
ところ 水道庁舎2階

●消費生活相談
消費生活や多重債務に関する相談
相談委員 村上 妙子(境)
とき 2月4日、7日、12日、14日、18日、21日、25日、28日、3月4日、7日
午前9時〜午後5時
ところ 役場相談室
お問い合わせは産業課まで ☎7443

●身体障害者相談
障害の悩みや社会保障制度の相談
相談委員
鈴木 勲(菖) ☎2461
川村 矩子(遠) ☎2224
星 好男(東) ☎1394

●知的障害者相談
知的障害者の生活等に関する相談
相談委員
榎木 正俊(松) ☎2314

年金を受けていた方がお亡くなりになったときは、すみやかに届けを

国民年金や厚生年金を受けている方がお亡くなりになったときは、「年金受給権者死亡届」を届け出なければいけません。



年金を受ける権利は、年金を受けている方が死亡するとなくなります。届出を忘れたり、遅れたりすると、死亡後も年金が支払われてしまい、後日遺族の方に返していただくこととなります。このようなことにならないように、すみやかに届け出ることが必要です。

●未支給年金の請求

まだ受け取っていない年金があるときは、お亡くなりになった方と生計を同じくしていた遺族の方が受け取ることが出来ます。優先する順位がありますので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行ってください。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

●受付窓口 管轄の年金事務所

※ただし次の方がお亡くなりになった場合は、お住まいの市区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●老齢基礎年金

(第1号被保険者のみの方)

●寡婦年金

●障害基礎年金

・遺族基礎年金のみを受けている方

必要な書類は、届け出る方や手続き内容によって異なりますので、事前にご確認ください。

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル
☎057010511165
又は、町民課国保年金係まで
☎7446

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の添付をお忘れなく!

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構本部から昨年の11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、

配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額的全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一時にも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れないようにキチンと納めましょう。

*お問い合わせは、ねんきんダイヤルまで
☎057010511165

気になる年金記録 もう一度、ご確認を

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。



しかし、いまだ約2200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

*お問い合わせは、ねんきん定期便・年金ネット専用ダイヤルまで
☎057010581555

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得!

国民年金保険料の納付には便利な「口座振替」をご利用ください。



口座振替にする窓口に納めに行くと手間が省け、納め忘れの心配がないばかりではなく、引き落としの方法により現金納付よりも有利な保険料の割引制度が利用できます。6ヶ月前納、1年前納をご希望の場合は、申込期限がありますので、お早目にお申し込みください。

○口座振替の引落方法は次の4種類から選ぶことができます

- ・毎月納付(翌月末振替)
- ・6ヶ月前納(4ヶ月9月分は2月末日までに、10ヶ月翌年3月分の8月末日までに申し込み)
- ・1年前納(2月末まで申込み)
- ・毎月納付(当月末振替による早割)

※今から1年前納をお申し込みいただいた場合、1年前納の振替は平成25年4月末からとなります(以後、毎年4月末に1年分振替)。それまでの間は、「毎月納付(翌月末振替)」による振替となります。

※振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

※口座振替の申込用紙は、町民課国保年金係、金融機関、年金事務所の窓口にて備え付けてあります。

※詳しくは、仙台東年金事務所

☎6115

または町民課国保年金係まで
☎7446

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ



国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

*お問い合わせは、ねんきんダイヤルまで
☎0570-0051165

国民健康保険、後期高齢者医療加入の皆様へ

限度額適用・標準負担額減額認定証(以下認定証)とは、入院時等において病院窓口で1ヶ月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分は、役場窓口での申請により高額療養費として払い戻されていきますが、限度額適用認定証を提示することにより自己負担限度額までの負担ですむことになり、また、低所得の方の場合は食事代も減額になる

ものです。また、4月1日より外来診察の場合も適用されることになりました。入院中の方、入院を予定している方、外来時に自己負担限度額を超えて支払っている方で次に該当する方は、被保険者証と印鑑を持参の上町民課国保年金係窓口で申請願います。※月を遡っての申請はできません。

① 国保の70歳未満の方 自己負担限度額一覧表

	自己負担限度額(月額)	4回目以降
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	83,400円
一般	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

※「自己負担限度額」は世帯主、被保険者の所得によって定められています。

② 国保の70歳以上の方、後期高齢者医療に加入の方で低所得の方

国保の70歳以上の方、後期高齢者医療に加入の方は、被保険者証を提示す

るだけで自己負担限度額までの支払額となつていますが、所得区分が低所得Ⅰ・Ⅱの方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することにより限度額及び入院時食事代の標準負担額が減額になります。

自己負担限度額一覧表

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※低所得Ⅱ…同一世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方。

※低所得Ⅰ…同一世帯の全員が住民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方。

もし提示しない場合は?

入院時等において病院窓口で認定証を提示されずに、1ヶ月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分は、役場窓口での申請により高額療養費として払い戻されます。

*お問い合わせは、町民課 国保年金係まで
☎7446

七ヶ浜町国民健康保険 一部負担金の減免・猶予制度 をご存知ですか?

国民健康保険では、災害等により一時的に生活が困難となり、病院等で支払う一部負担金の支払が困難となつた方の受診の確保を目的に、一部負担金の減免・猶予制度を設けています。詳しくは町民課国保年金係までお問い合わせください。

*お問い合わせは、町民課 国保年金係まで
☎7446

表彰おめでとございます

第60回宮城県更生保護大会(11月14日、仙台サンブラザホール)において、永年、更生保護活動(罪を犯してしまった人や非行のある少年の改善更生への援助活動、及び犯罪予防活動等)にご功績のあつた次の方々に表彰状等が贈られました。

仙台保護観察所長感謝状
星 八重子さん



宮城県更生保護女性連盟会長表彰
遠藤 ハツヨさん

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎7449

仮設住宅における介護予防教室 2月の日程		
湊浜仮設住宅	2日、9日、 16日、23日(土)	湊浜仮設住宅集会所
謡仮設住宅	7日(木) 午後2時～	松ヶ浜謡集会所
菖花菖蒲の会	13日、27日(水)	第1スポーツ広場 仮設住宅集会所
七中第2グラウンド みんなの運動教室	25日(月)	七中第2グラウンド 仮設住宅集会所
生涯学習センター前 仮設住宅	21日(木) 午後2時～	集会所 2棟9号室

**お気軽にご参加ください！
各地区介護予防教室**

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1～3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクダンスを皆さんで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

●開催時間 午前10時から正午
※要害地区のみ午前9時45分から

*お問い合わせは、健康増進課内 地域包括支援センターまで ☎7447

各地区介護予防教室 2月の日程(場所：各地区公民分館等)					
湊)ひまわりの会	6日、20日(水)	湊浜公民分館	要)さわやかにぎにぎクラブ	25日(月) ※午前9時45分	要害公民分館
松)はまぎく会	7日、21日(木)	松ヶ浜謡集会所	境)浜楽会	5日、19日、26日(火)	境山公民分館
花)はなぶしまじらいん会	14日、28日(木)	国際村セミナー室	遠)かぶとむしの会	8日、22日(金)	遠山公民分館
吉)さくらの会	4日、18日(月)	吉田浜公民分館	汐)汐見台悠々クラブ	1日、15日(金)	汐見台第2公民分館
代)元気よがさきの会	13日、27日(水)	中央公民館多目的室	汐南)しおさい南クラブ	1日、15日(金)	汐見台南第1公民分館
東)すこやか明神会	6日、20日(水)	東宮浜公民分館	亦)亦来る会	7日、21日(木)	亦楽公民分館

乳幼児医療費助成制度名称変更及び対象年齢拡大について

町では、乳幼児が保険証を使って診療を受けた際、窓口で支払う医療費を助成しています。現在、入通院ともに小学校入学前までが対象年齢となっていますが、平成25年4月1日診療分より、入通院ともに対象年齢を中学校入学前(12歳に達する年度末)までに、町独自に拡大します。(※但し、保護者等の所得が一定額以上の場合、助成を受けられませんのでご注意ください。)それに伴い、制度名称も「乳幼児医療費助成」から「こども医療費助成」に変更になります。

■対象年齢と制度名称が変わります。



この制度を利用するために、現在(平成25年2月時点)小学1年生から小学5年生の方に関しては申請書の提出が必要になります。(※現在幼稚園年長相当以下の年齢で、現に乳幼児医療費助成を受けている方に関しては、申請の必要はございません。)

受付期間 2月1日から2月28日まで
※期間を過ぎても申請は受け付けますが、受給者証の発行が4月1日に間に合わない可能性があります。

申請に必要な物

・申請書 ・(子どもの加入している)保険証
・印鑑

※平成24年1月1日時点でセヶ浜町に住所のない方、及び自営業等の方で税申告のお済みでない方は、平成24年度(平成23年中)の父母の所得証明書の提出が必要になります。(所得証明書は、平成24年1月1日時点で住所のある市区町村において取得できます。)

※児童手当の手続きにて、平成24年度の所得証明を提出した場合は、再度の提出は必要ございません。

受給証の発送は3月下旬を予定しております。(現在幼稚園年長相当の年齢で乳幼児医療費助成制度を受給している方にも、同時期に新しい受給証を発送します。)

お問い合わせは、地域福祉課社会福祉係まで ☎357-7449

生活保護の相談について

宮城県仙台保健福祉事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。

●とき 毎月第2及び第4水曜日
午前10時～午後3時

●ところ 地域福祉課窓口

※相談希望の方は、あらかじめ電話にてご連絡をお願いします。

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎ 357-7449

年末調整・確定申告時の障害者控除対象者認定書の発行について

年末調整や確定申告時にこの認定書を添付すると、所得税法や地方税法の障害者（特別障害者）控除を受けることができます。

町では、介護保険要介護認定者の方に対し、認定書を発行いたしますので必要な方は申請してください。ただし、身体障害者手帳等をお持ちで、すでに障害者控除を受けている方、本人又は扶養者が非課税で申告の必要がない方は、申請の必要はありません。

●要介護1・2の方
障害者控除の該当

●要介護1・2で寝たきり度B以上、
認知度Ⅲ以上の方

特別障害者控除の該当

●要介護3・4・5の方
特別障害者控除の該当

*お問い合わせは、健康増進課高齢者福祉係まで
☎ 357-7447

子育て支援センターだより

◆ベビールーム「めんこ・めんこ」◆

2か月から6か月の赤ちゃんと保護者の方を対象に、ベビーマッサージやフリートークで楽しく過ごします。

- とき 2月26日(火) 10時～
- ところ 子育て支援センター
- 持ち物 バスタオル・タオル2枚・オムツ・
ミルク(母乳)・母子手帳
- 申込 2月22日(金)まで

◆あそぼ・あそぼ◆

今回は『お雛さま作り』です。準備は何も必要ありません。

- とき 2月22日(金) 午前10時～
- ところ 子育て支援センター
- 申込 2月20日(水)まで

◆絵本と仲良し◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合う事ができますよ。

- とき 2月5日(火) 午前10時30分～11時
- ところ 子育て支援センター

◆まつぼっくりdayに参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方を対象に、まつぼっくり広場を開放します。親子で一緒に遊びましょう。

- とき 2月5日(火)・19日(火)
午前10時～11時
- ところ まつぼっくり広場
- 人数 1日5組(要予約)



◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

(子育て支援センター自由開放日)

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる室内広場です。子育て中の方々同士の情報交換、仲間づくりの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。
2月1日(金)・4日(月)・5日(火)・6日(水)・7日(木)・8日(金)・12日(火)・13日(水)・14日(木)・15日(金)・18日(月)・22日(金)・25日(月)・26日(火)・27日(水)・28日(木)・3月1日(金)・4日(月)・5日(火)・8日(金)

※午前9時から午後4時まで(15日、22日は午後のみ。)
※都合により変更する場合があります。
※14日(木)は、県子どもセンターより、保健師と心理士が来て、随時相談に応じます。

◆子どものこころ健康相談◆

災害を体験した子どものこころと身体は、いろいろなサインを出しています。

「ささいな事におびえる・赤ちゃんがえり・食欲がない・腹痛等」これらの状況を緩和し乗り越えるための対応について相談・支援します。

- とき 2月6日(火)・18日(月)
午前10時から午後4時30分(予約制)
- ところ 子育て支援センター
- 担当 緊急こどもサポートチーム

子育て支援センターでは皆様の
子育てを応援しています

子育ての悩みや発育などについての相談に随時応じています。ママ同士の交流や情報交換の場としてもご利用ください。



お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 357-7455

いろいろの相談



イライラする、不安が強い、やる気がでない、眠れないなど、悩みや困りごとがある方やそのご家族の方、一人で抱え込まずに相談してみませんか。震災後の心の健康に関する相談もお受けします。なお、相談には精神科医師が応じます。事前に予約が必要ですので、左記までご連絡願います。

●とき 平成25年2月14日(木)
午後1時30分～午後4時
●ところ 七ヶ浜町役場
3階 会議室

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎357 7448

麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)未接種の方へ

麻しん風しん混合ワクチン(以降MRワクチン)は、麻しんと風しんの2種類の感染症に対する免疫をつけるワクチンです。

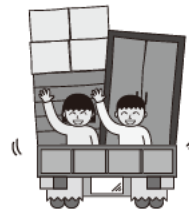
必要回数接種を終えていない人は、早めに接種を終えるようお願いいたします。

※3期(中学1年生に相当する年齢の方が該当します。)及び4期(高校3年生に相当する年齢の方が該当します。)の接種は、平成24年度までの措置となりますので、未接種の方は早め

に接種を終える様にお願いします。

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎357 7448

学区外に引越すときは事前に早めのご連絡を



小学校・中学校に通うお子さんが引越すにより学区が変わる場合は、お子さんを転校させなければなりません。各種の手続きや転校先での受け入れ準備などがありますので、早めに学校と教育総務課にご連絡ください。

また、許可を受けることで、学区外に引越してもすぐに転校させずに済む場合があります。許可される場合とそうでない場合がありますので、希望する方は、なるべく早めに教育総務課にご相談ください。

*お問い合わせは、教育総務課まで
☎357 7440

就学助成制度をご活用ください

経済的な理由により、小学校・中学校への就学が困難と認められる児童・生徒の保護者で、援助を希望する方(町の援助要綱に該当される方が対



象です)に対して、学用品費、給食費等の一部を町が援助する制度です。詳しくは、七ヶ浜町ウェブサイトを閲覧いただくか、教育総務課までお問い合わせください。

*お問い合わせは、教育総務課まで
☎357 7440

人権擁護委員をご存知ですか?

平成25年1月1日付で人権擁護委員に村上妙子さん(境)が委嘱されました。



皆さんが、毎日の生活を営んでいく上で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようなことになるのかわからないため困ったりすることがある場合は、ひとりで悩まずに、あなたの近くの人権擁護委員にお気軽に相談してください。

相談は無料です。秘密は守られますので、安心してご相談ください。



村上妙子さん(境)

*お問い合わせは、総務課まで
☎357 7436

公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎357-2111	産業課(水産商工係) ☎357-7443	町税等徴収特別対策室 ☎357-7453	アクアゆめクラブ ☎357-7920
議会事務局 ☎357-7435	(農政係) ☎357-7444	環境生活課 ☎357-7454	町民プール ☎357-5031
総務課 ☎357-7436	町民課(戸籍住民係) ☎357-7445	子育て支援センター ☎357-7455	給食センター ☎357-2607
防災対策室 ☎357-7437	(国保年金係) ☎357-7446	水道事業所(上水道係) ☎357-7456	遠山保育所 ☎閉所中
財政課(財政係) ☎357-2115	地域包括支援センター ☎357-7447	(下水道係) ☎357-7457	汐見保育所 ☎362-7731
(管財係・移転用地係) ☎357-7438	健康増進課(高齢者福祉係) ☎357-7448	(施設係) ☎357-7458	まつぼっくり広場 ☎366-6141
政策課 ☎357-7439	(保健指導係) ☎357-7448	生涯学習センター ☎357-3302	あさひ園 ☎357-4796
震災復興推進室 ☎357-7439	地域福祉課 ☎357-7449	老人福祉センター「浜風」 ☎357-4976	社会福祉協議会 ☎349-7781
教育総務課 ☎357-7440	会計課 ☎357-7450	歴史資料館 ☎365-5567	シルバー人材センター ☎357-6039
建設課(管理係) ☎357-7441	税務課(固定資産税係) ☎357-7451	七ヶ浜国際村 ☎357-5931	七ヶ浜交番 ☎357-2216
(建設係) ☎357-7442	(住民税係) ☎357-7452	アクアリーナ ☎357-7890	七ヶ浜消防署 ☎357-4349

※遠山保育所へのお問い合わせは、汐見保育所まで

多重債務でお悩みの方は いませんか？

東北財務局では、専門相談員を配置し、自らの収入で返済できないほどの借金を抱え、お悩みの方々からの相談に応じています。相談者の抱える借金の状況を丁寧にお聞きするとともに、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家に引き継ぎを行っています。まずは下記窓口までお気軽にご相談ください。

●対象 多重債務でお悩みの方
(自営業者の方も含む)

●受付時間 月～金(祝日、年末年始除く)午前9時～午後5時45分

●場所 東北財務局 金融監督第三課 多重債務相談窓口
仙台市青葉区本町3-1-1
仙台合同庁舎4階

*お問い合わせは、東北財務局 金融監督第三課 多重債務相談窓口まで

☎5703

「新卒・若年者向け就職支援セミナー」の開催

●目的 宮城県事業復興型雇用創出助成金活用促進事業「塩竈サポートセンター」が行う標記事業について、ハローワーク塩釜管内2市4町が、これまで継続開催してきた就職支援事業「若年者向け就職支援講座」の一環として位置付け、周知・広報など事業運営に係る協力を行うもの

●主催 塩竈サポートセンター
事業主体 宮城県

●受託者 (株)シグマテック

●協力 塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町・大郷町

●後援 ハローワーク塩釜(予定)
平成25年2月27日(水)

●日時 平成25年2月27日(水)
午前10時30分～午後4時30分

●会場 塩竈サポートセンター(海岸通・JR本塩釜駅ゲルマ薬局ビル4階)

●対象者 新卒または15歳から39歳の2市4町在住の求職者

●内容 ①企業面談会(企業数は6社。終日実施予定)
②キャリアプランセミナー(仙台の企業で、若手経営者による講演を予定)

③就活応援セミナー(メイクアップ、スーツ着こなしを予定)

※②・③については各20人程度

●参加費 無料

●申し込み方法 2月20日(水)まで電話で予約。ただし定員になり次第終了。

●申し込み先 塩竈サポートセンター

●その他 公的交通機関を利用の可と。

*お問い合わせは、塩竈サポートセンターまで

☎4170



非常勤・臨時職員募集のお知らせ

■非常勤職員 (雇用期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日)

職種	学校図書事務員	留守家庭児童保育館指導員
勤務時間	週29時間以内	週18～28時間以内
時給	750円	840円 ※保育士、幼稚園教諭、学校教諭又は児童厚生員の資格を持っている方は、950円
要資格等	無	無

■臨時職員 (雇用期間：平成25年4月1日～9月30日) 1回に限り更新する場合有

職種	保健師	事務補助員
勤務時間	週18時間以内	週28時間以内
時給	1,200円	750円
要資格等	普通自動車運転免許及び保健師	無

■次の臨時職員の登録も開始します。

・保健師 ・看護師、准看護師 ・歯科衛生士 ・栄養士 ・事務補助員

●面接日程 平成25年2月22日(金)、26日(火)又は27日(水)の指定する時間

●申込期間 2月20日(水)午後5時まで(郵送は20日午後5時必着)です。

詳しくは、2月1日(金)から役場受付にて配布しております募集要項をご覧ください。

※募集内容等は変更になる可能性があります。

お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436

文化財関係の確認をお願いします



町内で建物
の新築や建替
えなどを計画
されている方
は、予定地が埋

蔵文化財（遺跡や貝塚など）、特別名
勝松島の指定地内であるかどうかの
確認が事前に必要となります。

予定地が指定地内の場合は、文化財
関係の書類提出や事前調査などが必
要になりますので、早めに歴史資料館
へご確認ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで

(月曜休館)
☎5567

水道を寒さから守りましょう



寒さは水道の大敵
です。気温がマイナ
ス4度以下になる
と、水道管や水道
メーター、蛇口が
凍って水が出なく
なったり、破損したりする事故が多
くなりますので十分に注意しまし
ょう。また、積雪の時は、メーターボ
ックスの位置が分からなくな
りますので、除雪していただきま
すようお願いいたします。

*お問い合わせは、水道事業所まで

☎7456

町道の除雪・融雪作業にご協力ください

冬季間の交通
安全確保のため
除雪融雪作業を
実施します。

除雪融雪作業
を円滑に行うた
めに住民の皆様
のご協力が必要
です。

次のことにご協力ください。



路上に車や物は絶対に置かない

・路上駐車やのみ出し駐車、バイク、自
転車の放置は除雪融雪作業の妨げと
なり、多くの方のご迷惑となりますの
で絶対にやめましょう。

敷地内から路上に雪をださない

・自宅敷地内の雪を路上に雪だしする
と、スリップ事故の原因になります
ので敷地内で処理してください。

玄関先の雪は各自で

・除雪作業により、玄関先が雪でふさ
がりご迷惑をおかけしますが、各自
で除雪していただきますようお願い
いたします。

*お問い合わせは、建設課まで

☎7441



しちがはま環境フェスタ開催!!

地球温暖化防止、環境保全の啓発を目的とした「しちがはま環境フェスタ」を開催します。分別クイズやマイバック作り、環境講座、又七ヶ浜の空間放射線量について、実際に測定も行います。子どもから大人まで楽しめる内容をご用意しています。また、当日は電気式生ごみ処理機から出る処理物（乾燥有機肥料）を1キロにつき指定共通ごみ袋10枚と交換いたします。

- とき 平成25年3月2日(土)・3日(日)
午前10時から午後3時
- ところ 老人センター和室 環境コーナー



マイバック作り

ごみ減量・省エネに関する講演会開催

- とき 3月2日(土)
午前11時～正午
- ところ 七ヶ浜町生涯学習センター
老人センター和室
- 講師 (財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク
篠原 富雄 氏

家庭での地球温暖化対策(ごみ減量・省エネ)について、実演を交えながら効果的なアドバイスとなるような内容です。



環境大賞表彰式を行います!

同会場で環境大賞の作品も展示しております。また3月3日(日)にしちがはま環境大賞の表彰を中央公民館大会議室で行います。

※しちがはま環境フェスタはストップ温暖化センター宮城と(財)宮城県環境事業公社の協賛で行っています。

お問い合わせは、環境生活課まで ☎357-7454

多賀城市と七ヶ浜町を広く深く知ってもらうため、第4回多賀城・七ヶ浜「わがるすかあ？」検定が実施されます。

歴史・文化・自然・地理・観光・グルメ・産業・くらし等をクイズ形式で学ぶことができます。公募でいただいた一般の皆様からのクイズも出題されます。

郵送やファックス、ホームページから問題を取り寄せて、ご自宅で気軽にチャレンジできます。あなたの多賀城・七ヶ浜ものしり度をぜひ測定してみませんか？どなたでも挑戦できます。

●実施期間 2月1日(金)～28日(木)

●出題形式 択一式50問

●検定料 無料

●合格基準 正解率80%(50問中40問正解)

●合格発表 3月15日(木)

●問・申込 多賀城・七ヶ浜「わがるすかあ？」検定係(多賀城・七ヶ浜商工会内) ☎7830 FAX7880

Eメール tagajofine.ocn.ne.jp

http://www.tagajofine.ocn.ne.jp

【例題】松島四大観の景勝地として七ヶ浜町にある場所は次のうちどこでしょうか？

- ①多間山 ②御殿山 ③扇谷
正解 ①多間山

*お問い合わせは、産業課水産商工係まで ☎7443

検察審査会とは？

事件や事故にあわれた方や、その遺族の方等で、事件等を起こした人が「不起訴処分」となったことに納得がいけない場合は、その処分について検察審査会に審査を求めることができます。



検察審査会は、刑事司法手続の中に国民の良識を反映させ、よりよい刑事司法を実現するために裁判所の庁舎内に設けられたもので、選挙権を有する一般国民から選ばれた11人が、いわば国民を代表してその役割を務めます。あなたも選ばれるかもしれません。なお、法律の知識は不要です。

審査の申し立てに費用は一切かかりません。また、申立人の秘密は固く守られます。検察審査会の窓口では、申し立てについての手続案内を行っています。

*お問い合わせは、仙台検察審査会事務局まで ☎4750

「塩竈サポートセンター」からのお知らせ

本塩釜駅前のサポートセンターにて求職者のみなさまの就職活動を無料でサポートしています。

- サポート内容
- ・個別キャリアカウンセリング(応募書類作成サポート・マッチング相談)
 - ・各種セミナーの開催
 - ・サポートセンターの活用
 - ・求人情報の提供

*お問い合わせは、塩竈サポートセンターまで ☎012015161916

冬の体験イベント「冬も元気にはくぶつかん! 2013」

とき 2月9日(土) 午前9時30分～午後3時30分

内容 ワラ縄づくりや石臼ひき、古民家での昔遊びなど、家族一緒に楽しめるたくさん体験プログラムを準備しています。



※参加無料・一部定員あり
*お問い合わせは、東北歴史博物館まで ☎0106
ホームページ
(http://www.tlm.pref.miyagi.jp/)

ご存知ですか？

住所の各種届出には届出期間があります。

転出局

町外に住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、転出予定日の14日前から、または、住み始めて14日以内です。



転居届

町内で住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、住み始めてから14日以内です。



転入届

町外から住所を異動する場合にする届出で、届出期間は、住み始めてから14日以内です。



いずれも正当な理由がなく、届出期間以内に届出をしない場合は、仙台簡易裁判所より、過料(5万円以下)に処せられる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせは、町民課 戸籍住民係まで ☎357-7445

税理士による無料税金相談

東北税理士会塩釜支部では、「税理士記念日」にちなみ、次のとおり税理士による無料の税金相談を行います。

所得税や相続税・贈与税など、税の専門家が無料で相談に応じます。

●とき 2月23日(土)

●受付時間 午前10時30分～午後3時

●ところ 塩釜市生涯学習センター

「ふれあいエス・塩釜」
(塩釜市東玉川町9-1)

*お問い合わせは、東北税理士会塩釜支部まで
☎6878



ボランティア募集

●活動内容 屋外展示施設「今野家住宅」での解説・管理補助(月2回程度)、および各種体験教室での指導補助など

●活動期間 4月～平成26年3月(事前に養成講座あり)

●募集人数 10名程度

●募集期間 2月1日(金)～3月1日(金)

*お問い合わせは、東北歴史博物館まで
ホームページ

(http://www.thm.pref.miyagi.jp/)

※東北歴史博物館は、保守点検などのため、2月12日(火)～21日(木)の間、休館します。

塩釜地区消防事務組合臨時職員の募集について

●募集人員 若干名

●募集職種 消防本部業務補助員

●業務内容 庶務事務、統計集計等

●資格要件 パソコン操作ができる方

●勤務期間 平成25年4月1日～9月30日(6カ月を限度に1回更新する場合有)

●勤務時間等 午前8時30分～午後5時15分(月～金)、時給720円

●申込方法 平成25年2月15日までに市販の履歴書に必要事項を記入し、写真添付の上、消防本部総務課人事教養係へ直接申込みください。

●受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日を除く)

●採用方法 書類審査及び面接(面接日は履歴書提出後に連絡)により決定します。

*お問い合わせは、塩釜地区消防事務組合総務課人事教養係まで
☎1624

担当 小野秀一



子宮頸がん予防ワクチンの接種はお早めに(中学校1年生から高校1年生の女子へ)

町では、中学校1年生から高校1年生までの女子を対象に子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成事業を行っておりますが、対象となっている方で3回(初回接種2回、追加接種1回)の接種を終えていない場合は、平成25年3月31日までに接種を受けるようお知らせします。

なお、3月は接種希望者が多くなることが予想されますので、早めにかかりつけ医療機関等に予約し、3回の接種を終えるようお願いします。



※平成25年4月以降の接種費用助成については、決定しだいお知らせします。

お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎357-7448

震災等緊急雇用対応事業による臨時職員募集

- 雇用期間 平成25年3月1日から平成25年8月31日まで(1回に限り更新する場合有)
- 対象者 ・企業の雇用調整等により、解雇された方
・就職が決まっていない方

職種	留守家庭児童 保育館指導員	一時保育保育士
予定人数	3名	2名
勤務時間	週29時間以内	週28時間以内
時給	840円 ※保育士、幼稚園教諭、学校教諭又は児童厚生員の資格を持っている方は、時給950円	1,100円
要資格等	無	保育士

- 面接日程 平成25年2月22日(金)
- 会場 母子健康センター
- 申込期間 2月20日(水)午後5時まで(郵送は20日午後5時必着)です。詳しくは、2月1日(金)から配布しております募集要項をご覧ください。
※募集内容等は変更になる可能性があります。

お問い合わせは、総務課まで ☎357-7436



健康カレンダー



とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
2/19	1歳児健康相談	母子健康センター	9:45～10:00	H24.1.1～2.29 出生児 母子手帳をお持ちください。
20	3歳児健康診査	"	12:15～12:30	H21.8.1～8.31 出生児
21	1歳6か月児健康診査	"	12:15～12:30	H23.7.1～7.31 出生児
3/6	2歳6か月児健康相談	"	10:00～11:00	H22.9.1～10.31 出生児 母子手帳をお持ちください。

「七の市」を開催します。

新鮮な旬の食材を取り揃え、楽しいイベントと特設コーナーを設置し開催いたします。

とき：2月24日（日）
8時～10時
ところ：七の市商店街
（七ヶ浜町生涯学習センター入口）



お問い合わせは、七の市開催実行委員会事務局まで
多賀城・七ヶ浜商工会 多賀城事務所 ☎ 022-365-7830

老人福祉センター



利用者
バス送迎



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～午後2時30分

※土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日休館）

持参する物 浴用タオル、昼食

◆バス時刻表(休館日を除く火～金に送迎を行います)

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:29	代ヶ崎浜字影田	9:30	湊浜2丁目バス停
9:30	眼鏡橋バス停	9:32	松ヶ浜入口バス停
9:34	東宮浜公民分館	9:37	松ヶ浜小学校
9:37	要害バス停	9:45	国際村第2駐車場
9:40	境山七ヶ浜造園前	9:53	七ヶ浜中学校仮設住宅前
9:42	遠山公民分館	*お問い合わせは、 老人福祉センター 「浜風」まで ☎357-4976	
9:47	汐見台3丁目		
9:52	社会福祉協議会		
9:56	第1スポーツ広場		

飼えなくなった犬や猫の引取日

- とき 2月14日(木)、28日(木)
午前10時～正午
 - ところ 塩釜保健所
 - 引取手数料
生後90日以内の犬・猫…1頭 400円
生後90日以上の子犬・猫…1頭 2,000円
- ※お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎ 363-5505



休日の救急歯科 受付／午前9時～午後3時

2/3 ささき歯科クリニック	多賀城市中央1-16-17	☎ 389-1777
10 ファミリア歯科 岡山	松島町高城字町147-6	☎ 355-6860
11 かわぐち歯科医院	汐見台6-2-11	☎ 357-6099
17 なかよしデンタルクリニック	多賀城市八幡1-2-18	☎ 366-8241
24 あべ歯科医院	塩釜市東玉川町8-8	☎ 366-5335
3/3 岩井歯科医院	多賀城市東田中2-30-1	☎ 368-5904
3/10 梅津歯科クリニック	多賀城市鶴ヶ谷2-29-17	☎ 362-4344

1月1日現在の人口（前月比） ※外国人含む

世帯数	6,448 (0)	転入	41
男	9,909 (-6)	転出	46
女	10,076 (-2)	出生	5
計	19,985 (-8)	死亡	8

町の面積 13.27 km²

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス

友好の町 山形県朝日町

第18回七ヶ浜町 生涯学習フェスティバル開催のお知らせ

見つけてみませんか？新しい自分！生涯学習センターで活動するサークル・講座の皆さんが日々の成果を発表する「生涯学習フェスティバル」が、このたび2年ぶりに開催されます。この機会に、素晴らしい展示作品や、練習を重ねてきた舞台やダンスを是非ご覧下さい。興味のある方は一緒に活動してみませんか？きっと新しい自分が見つかるはずですよ！

■展示発表■

- とき 3月2日(土) 午前10時～午後4時
3月3日(日) 午前10時～午後3時
- ところ 生涯学習センター
- 【内容】手編み、書道、フラワーアレンジ、パッチワーク、くるみ絵、ビーズアクセサリー、陶芸、ちぎり絵、プリザーブドフラワー、ビーズステッチ、盆栽など
- 【協賛イベント、特別コーナー】
縄文体験(2日のみ)、茶席、軽食販売、キッズコーナー、しちがはま環境フェスタなど
- スタンプラリー
- とき 3月2日(土)～3日(日)
- ところ 生涯学習センター
- ※スタンプを集めると景品がもらえます。

■ダンスパーティー■

- とき 3月2日(土) 午後4時～午後7時
- ところ 中央公民館『大会議室』
- ワルツやタンゴを始め、様々なダンスを予定しております。初心者の方のご来場も大歓迎！

■舞台発表■



- とき 3月3日(日) 午前10時～午後2時
- ところ 中央公民館『大会議室』
- 力の入った舞台は、毎年大盛況です。プロ顔負けの演技は必見です。どなたでもご覧になれますので、お気軽にご来場ください。
- 【内容】カラオケ、コーラス、大正琴、太極拳、民謡、舞踊、フラダンス、レクダンス、朗読 など
- ※3月3日(日)10時～13時までの間、老人センター前で献血を実施します。献血記念品を準備していますので、ご協力をお願いします。(運転免許証等をご持参下さい。)

お問い合わせは、生涯学習課まで ☎357-3302

マーティとおぼえる!?

世界の B u n k a

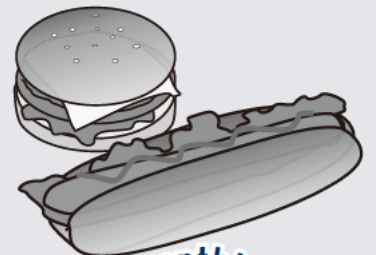
アメリカン
ジャパニーズ
フードを
ぜひ食べてみてね!



料理は「カリフォルニア巻き、キャタピラー巻き、スパイダー巻き、スパイシーツナ巻き」など、お寿司の巻物が定番です。カニ、エビ、アボカド、マヨネーズ、チーズなど、多くの組み合わせの巻物があってとてもおいしいですよ！ぜひ日本人達にも「アメリカンジャパニーズフード」を食べてもらいたいです。

世界の国々は食事も含めた多くの面で国際化してきています。外国の人達が上手に箸を使っているのを見ても、びっくりしないでくださいね！

皆さんは「アメリカ料理」と聞くと、何を思い浮かべますか？ハンバーガー？ホットドッグ？確かにアメリカではファーストフードをよく食べますが、毎日食べているわけではないですよ！アメリカにはそれぞれの地域の郷土料理もたくさんあり、私の実家マサチューセッツ州では、クラムチャウダーやベイクドビーンズ(豆の料理)が人気です。また、イタリア料理、インド料理はもちろんのことですが、メキシコ、イラン、トルコなど、多民族国家として世界中から多くの料理を取り入れています。特に、今は日本料理が大ブームです！でも、アメリカ人にとっての日本料理は「カリフォルニア巻き、キャタピラー巻き、スパイダー巻き、スパイシーツナ巻き」など、お寿司の巻物が定番です。カニ、エビ、アボカド、マヨネーズ、チーズなど、多くの組み合わせの巻物があってとてもおいしいですよ！ぜひ日本人達にも「アメリカンジャパニーズフード」を食べてもらいたいです。



お問い合わせは、七ヶ浜国際村まで ☎ 357-5931

住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

- 日時 9時～17時(土日休日を除く)
- 場所 役場二階 震災復興推進室内(事前予約は不要です)
- 電話による相談も受付しています(☎ 357-7439 震災復興推進室)



環境に優しい大豆油インキを使用しています